

令和5年9月7日

# 令和5年登米市議会定例会 9月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番



諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦対象者

氏名	たかはし こ 高橋 いち子
住所	登米市迫町
職業	無職

諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦対象者

氏名	ほうじょう としお 北條 敏夫
住所	登米市登米町
職業	無職

諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦対象者

氏名	さとう はくどう 佐藤 博童
住所	登米市津山町
職業	住職

報告第10号	継続費精算報告について
--------	-------------

本件は、令和4年度登米市一般会計予算の継続費に係る事業が完了したことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製したので、議会に報告するものであります。

報告第11号	令和4年度登米市健全化判断比率の報告について
--------	------------------------

本件は、令和4年度決算に基づく登米市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第12号	令和4年度登米市資金不足比率の報告について
--------	-----------------------

本件は、令和4年度決算に基づく登米市資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第13号	登米市火災予防条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
--------	-----------------------------------

本件は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）等の公布に伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表12ページ）

報告第14号	登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
--------	--

本件は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正に伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表18ページ）

報告第15号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
--------	--------------------------------

本件は、営造物の管理瑕疵に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第16号	放棄した債権の報告について
--------	---------------

本件は、登米市債権管理条例（平成22年登米市条例第43号）第15条第1項の規定に基づき、市が放棄を決定した債権について、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第17号	放棄した権利の報告について
--------	---------------

本件は、登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成24年登米市条例第21号）第3条第1項の規定に基づき、市が放棄を決定した権利について、同条例第4条の規定により、議会に報告するものであります。

報告第18号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について
報告第19号	株式会社いしこしの経営状況について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、市が資本金等の2分の1以上を出資している一般財団法人及び株式会社の経営状況について、議会に報告するものであります。

報告第20号	登米市教育委員会の教育行政に関する点検及び評価について
--------	-----------------------------

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、登米市教育委員会の教育行政に関する点検及び評価の結果について、議会に報告するものであります。

議案第77号	令和5年度登米市一般会計補正予算（第4号）
議案第78号	令和5年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第79号	令和5年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第80号	令和5年度登米市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第81号	令和5年度登米市土地取得特別会計補正予算（第2号）
議案第82号	令和5年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
議案第83号	令和5年度登米市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第84号	令和5年度登米市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第85号	令和5年度登米市病院事業会計補正予算（第1号）
議案第86号	令和5年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）

本案は、議案第77号令和5年度登米市一般会計補正予算（第4号）から議案第86号令和5年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億519万3千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ456億9,776万9千円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、橋梁維持補修事業1億3,758万6千円、下水道会計に対する繰出あわせて6,719万6千円などを減額する一方、(仮称)地域交流センター整備事業1,796万8千円、認定こども園等施設整備事業5,674万2千円、令和5年6月大雨に要する災害復旧事業6,610万円などを増額して計上しております。

歳入では、道路メンテナンス事業補助金など国庫支出金5,269万5千円、財政調整基金などの繰入金5億2,125万5千円を減額する一方、し尿収集運搬処分手数料2,840万8千円、ふるさと応援寄附金1億2,000万円、災害復旧事業などにかかる市債4,320万円などを増額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加2件、地方債補正として追加4件、変更4件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、事業の精算に伴う繰出金1,486万7千円を増額し、後期高齢者医療特別会計の歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金1,342万7千円などを増額、介護保険特別会計の歳出では、

事業の精算に伴う各種負担金等の返還金 1 億 3,050 万円などを増額して計上しております。

土地取得特別会計の歳出では、土地開発基金への繰出金 320 万 5 千円を、宅地造成事業特別会計の歳出では、土地取得特別会計への繰出金 320 万 5 千円を増額して計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、水道事業収益 1 億 2,588 万 6 千円、水道事業費用 7 万 6 千円、資本的収入 840 万円、資本的支出 1,408 万円を増額するほか、企業債補正として変更 1 件を計上しております。

下水道事業会計で、下水道事業収益 231 万 9 千円、下水道事業費用 13 万 5 千円、資本的収入 4,552 万 4 千円、資本的支出 4,800 万円を増額するほか、企業債補正として変更 1 件、他会計からの補助金を減額して計上しております。

病院事業会計では、債務負担行為 3 件を計上し、老人保健施設事業会計では、債務負担行為 2 件を計上しております。

議案第 87 号	登米市放課後児童健全育成事業利用者負担金条例の制定について
----------	-------------------------------

本案は、放課後児童健全育成事業の行政サービス利用に係る負担の公平性を確保し、受益者負担の適正化を図ることから、利用者負担金を徴収するため、本条例を制定するものであります。

議案第 88 号	登米市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
----------	-------------------------------------

本案は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。



議案第89号	登米市印鑑条例の一部を改正する条例について
--------	-----------------------

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の改正に伴い、コンビニエンスストア等において移動端末設備用利用者証明用電子証明書による印鑑登録証明書の交付に対応するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表19ページ）

議案第90号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について
--------	------------------------

本案は、行政サービス利用に係る負担の公平性を確保し、行政サービスの提供と受益者負担の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表20ページ）

議案第91号	登米市有機センター条例の一部を改正する条例について
--------	---------------------------

本案は、有機センターの安定した施設運営と受益者負担の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表25ページ）

議案第92号	登米市児童活動センター条例の一部を改正する条例について
--------	-----------------------------

本案は、令和6年度から津山児童活動センターの供用を開始することに伴い、当該施設の追加など所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表28ページ）

議案第93号	登米市南方住民情報センター条例の一部を改正する条例について
議案第94号	登米市豊里鴉波コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
議案第95号	登米市公民館条例の一部を改正する条例について
議案第96号	登米市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について
議案第97号	登米市石ノ森章太郎ふるさと記念館条例の一部を改正する条例について
議案第98号	登米市善王寺コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
議案第99号	登米市民俗資料館条例の一部を改正する条例について
議案第100号	登米市海洋センター条例の一部を改正する条例について
議案第101号	登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について
議案第102号	登米市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について
議案第103号	登米市豊里多目的研修センター条例の一部を改正する条例について
議案第104号	登米市南方定住促進センター条例の一部を改正する条例について
議案第105号	登米市津山林業総合センター条例の一部を改正する条例について
議案第106号	登米市公園条例の一部を改正する条例について
議案第107号	登米市及甚と源氏ボタル交流館等条例の一部を改正する条例について
議案第108号	登米市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について
議案第109号	登米市都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第110号	登米市体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第111号	登米市中田生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
議案第112号	登米市高倉勝子美術館条例の一部を改正する条例について
議案第113号	登米市長沼ボート場クラブハウス条例の一部を改正する条例について
議案第114号	登米市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例について

本案は、公の施設の施設利用者の適正な負担のあり方及び公費負担の適正化を図るため、関係条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表30ページ）

認定第1号	令和4年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和4年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和4年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和4年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和4年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	令和4年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	令和4年度登米市水道事業会計決算認定について
認定第8号	令和4年度登米市下水道事業会計決算認定について
認定第9号	令和4年度登米市病院事業会計決算認定について
認定第10号	令和4年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

本案は、令和4年度登米市一般会計歳入歳出決算ほか9会計の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものであります。

登米市火災予防条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第10条の2 (略) (変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 _____建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略) (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>第1条～第10条の2 (略) (変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略) (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

(1)～(3) (略)

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

第12条 (略)

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

第14条～第43条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 雨水等\_\_\_\_\_の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

第12条 (略)

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びにこの条第1項の規定を準用する。

第14条～第43条 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) (略)

第45条～第50条 (略)

別表第1・別表第2 (略)

別表第3(第3条、第18条関係)

種類					離隔距離(センチメートル)					
					入力	上方	側方	前方	後方	備考
(略)										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ及びキャビ	14キロワット以下	100	15注	15	15	注：機器本体上方の

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) (略)

第45条～第50条 (略)

別表第1・別表第2 (略)

別表第3(第3条、第18条関係)

種類					離隔距離(センチメートル)					
					入力	上方	側方	前方	後方	備考
(略)										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ及びキャビ	14キロワット以下	100	15注	15	15	注：機器本体上方の

			ネット 型こん ろ・グリ ル付こ んろ・グ リドル 付こん ろ						側方又は後方の 離隔距離を示す。
			据置型 レンジ	21キロ ワット 以下	100	15 注	15	15 注	
不 燃	開 放 式	組込型 こん ろ・グリ ル付こ んろ・グ リドル 付こん ろ及び キャビ ネット 型こん ろ・グリ ル付こ んろ・グ リドル 付こん	14キロ ワット 以下	80	0	二	0		

			ネット 型こん ろ・グリ ル付こ んろ・グ リドル 付こん ろ						側方又は後方の 離隔距離を示す。
			据置型 レンジ	21キロ ワット 以下	100	15 注	15	15 注	
不 燃	開 放 式	組込型 こん ろ・グリ ル付こ んろ・グ リドル 付こん ろ及び キャビ ネット 型こん ろ・グリ ル付こ んろ・グ リドル 付こん	14キロ ワット 以下	80	0	二	0		

			ろ					
			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	二	0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	二	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	二	80	30	二	30
上記に分類されない		使用温度が800	—	250	200	300	200	

			ろ					
			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	二	0
上記に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200		
	使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100		
	使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50		
(略)								



もの	度以上のもの						
	使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100	
	使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50	
(略)							

備考

1～3 (略)

別表第4～別表第8 (略)

備考

1～3 (略)

別表第4～別表第8 (略)

報告第14号関係

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第54条 (略)</p>	<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第54条 (略)</p>

議案第89号関係

登米市印鑑条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 登録者は、市長に対して印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証明書交付申請書に登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。）第22条第1項に規定する<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものをいう。以下同じ。）を添えてしなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、登録者は、<u>個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）</u>を使用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書を交付するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、及び交付を受けることができる。</p> <p>第15条～第18条 (略)</p>	<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 登録者は、市長に対して印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証明書交付申請書に登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号_____）第22条第1項に規定する<u>利用者証明用電子証明書</u>_____が記録されているものをいう。以下同じ。）を添えてしなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード_____</p> <p>_____</p> <p>_____を使用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書を交付するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、及び交付を受けることができる。</p> <p>第15条～第18条 (略)</p>

議案第90号関係

登米市手数料条例 新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第9条 (略) 別表 (第2条関係)				第1条～第9条 (略) 別表 (第2条関係)			
区分		手数料の額 (1件につき)	摘要	区分		手数料の額 (1件につき)	摘要
(略)				(略)			
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写し	<u>300円</u>	1通をもって1件とする。	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写し	<u>200円</u>	1通をもって1件とする。
住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の	住民票記載事項証明	<u>300円</u>	1通をもって1件とする。	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の	住民票記載事項証明	<u>200円</u>	1通をもって1件とする。

規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付			
住民基本台帳法第11条第1項又は第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の閲覧	住民基本台帳閲覧	<u>300円</u>	1人をもって1件とする。
住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写し	<u>300円</u>	1通をもって1件とする。
印鑑登録証交付		<u>300円</u>	1通をもって1件とする。
印鑑登録証明		<u>300円</u>	1通をもって1件とする。
身分証明		<u>300円</u>	1通をもって1件とする。
(略)			
租税及び公課に関する証明手数料		<u>300円</u>	1年度をもって1

規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付			
住民基本台帳法第11条第1項又は第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の閲覧	住民基本台帳閲覧	<u>200円</u>	1人をもって1件とする。
住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写し	<u>200円</u>	1通をもって1件とする。
印鑑登録証交付		<u>200円</u>	1通をもって1件とする。
印鑑登録証明		<u>200円</u>	1通をもって1件とする。
身分証明		<u>200円</u>	1通をもって1件とする。
(略)			
租税及び公課に関する証明手数料		<u>200円</u>	1年度をもって1

		件とする。
租税以外に関する証明手数料	<u>300円</u>	1 証明 1 通をもって1件とする。
土地、家屋、償却資産に関する証明手数料	<u>300円</u>	1 年度をもって1件とする。
地籍図の写しの交付手数料	<u>300円</u>	1 筆をもって1件とする。
営業に関する証明手数料	<u>300円</u>	1 通をもって1件とする。
(略)		
(略)		
公簿、公文書の閲覧手数料	<u>300円</u>	1 人 1 回をもって1件とする。
公簿、公文書の謄写手数料	<u>300円</u>	1 通をもって1件とする。
(略)	(略)	(略)

		件とする。
租税以外に関する証明手数料	<u>200円</u>	1 証明 1 通をもって1件とする。
土地、家屋、償却資産に関する証明手数料	<u>200円</u>	1 年度をもって1件とする。
地籍図の写しの交付手数料	<u>200円</u>	1 筆をもって1件とする。
営業に関する証明手数料	<u>200円</u>	1 通をもって1件とする。
(略)		
(略)		
公簿、公文書の閲覧手数料	<u>200円</u>	1 人 1 回をもって1件とする。
公簿、公文書の謄写手数料	<u>200円</u>	1 通をもって1件とする。
(略)	(略)	(略)

農業振興地域に関する証明手数料	300円	1通をもって1件とする。
(略)		
(略)		
ごみ処分手数料（許可及び直接搬入ごみ）		10キログラムにつき。ただし、ごみ処分手数料を算出する基礎となる数量は、1キログラムの桁を四捨五入した10キログラム単位の数量とし、10キログラムに満たないときは、10キログラ
許可業者搬入ごみ	140円	
事業者直接搬入ごみ	140円	
一般家庭直接搬入ごみ	70円	
(BSE) 特定危険部位	300円	
(BSE) 肉骨粉	450円	

農業振興地域に関する証明手数料	200円	1通をもって1件とする。
(略)		
(略)		
ごみ処分手数料（許可及び直接搬入ごみ）		10キログラムにつき。ただし、ごみ処分手数料を算出する基礎となる数量は、1キログラムの桁を四捨五入した10キログラム単位の数量とする。
許可業者搬入ごみ	80円	
事業者直接搬入ごみ	80円	
一般家庭直接搬入ごみ	50円	
(BSE) 特定危険部位	300円	
(BSE) 肉骨粉	450円	
(略)		
(略)		

			ムとみなす。	その他の証明手数料	<u>200円</u>	1通をもって1件とする。
(略)						
その他の証明手数料		<u>300円</u>	1通をもって1件とする。			



議案第91号関係

登米市有機センター条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p><u>(利用時間)</u></p> <p>第5条 有機センターの<u>利用時間</u>は、午前9時から午後4時までとする。</p> <p>2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、<u>利用時間</u>を変更することができる。</p> <p><u>(利用の許可)</u></p> <p>第6条 有機センターを<u>利用</u>しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、その<u>利用</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(利用の制限)</u></p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは<u>利用</u>の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「<u>利用者</u>」という。）が、許可を受けた<u>利用</u>の目的に違反したとき。</p> <p>(2) <u>利用者</u>が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3) <u>利用者</u>が、偽り又は不正の手段によって許可を受けたとき。</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p><u>(使用時間)</u></p> <p>第5条 有機センターの<u>使用時間</u>は、午前9時から午後4時までとする。</p> <p>2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、<u>使用時間</u>を変更することができる。</p> <p><u>(使用の許可)</u></p> <p>第6条 有機センターを<u>使用</u>しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、その<u>使用</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(使用の制限)</u></p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは<u>使用</u>の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）が、許可を受けた<u>使用</u>の目的に違反したとき。</p> <p>(2) <u>使用者</u>が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3) <u>使用者</u>が、偽り又は不正の手段によって許可を受けたとき。</p>

(4)～(6) (略)

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(使用料の納付)

第8条 利用者は、市長に有機センターの利用に係る料金（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

第9条 (略)

(使用料の不還付)

第10条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により利用できなかった場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償義務)

第11条 利用者は、建物、施設設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、前項の規定による賠償の全部又は一部を免除することができる。

第12条～第14条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第8条関係)

利用区分	単位	使用料
施設使用料	きゅう肥搬入量1ト	900円

(4)～(6) (略)

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、市長に有機センターの使用に係る料金（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、別表第2に掲げる額の範囲において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

第9条 (略)

(使用料の不還付)

第10条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用できなかった場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償義務)

第11条 使用者は、建物、施設設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、使用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、前項の規定による賠償の全部又は一部を免除することができる。

第12条～第14条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第8条関係)

区分	単位	使用料	備考
施設使用料	きゅう肥搬入	600円	

	<u>ン当たり</u>			<u>量1t当たり</u>	
<u>運搬車込み施設使用料</u>	<u>きゅう肥搬入量1ト</u> <u>ン当たり</u>	<u>1,200円</u>		<u>運搬車込み施設使用料</u>	<u>きゅう肥搬入量1t当たり</u> <u>800円</u>

議案第92号関係

登米市児童活動センター条例 新旧対照表

改 正 案	現 行														
<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上沼児童活動センター</td> <td>登米市中田町上沼字弥勒寺大下90番地1</td> </tr> <tr> <td>米谷児童活動センター</td> <td>登米市東和町米谷字越路75番地</td> </tr> <tr> <td>津山児童活動センター</td> <td>登米市津山町柳津字本町57番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条・第4条 (略) (利用)できる者)</p> <p>第5条 センターを<u>利用</u>できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市内に居住し、又は登米市立小学校に在籍する児童</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第6条 (略) (開館時間)</p> <p>第7条 センターの開館時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日から金曜日の平日は、<u>午後1時</u> から午後6時30分までとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	名称	位置	上沼児童活動センター	登米市中田町上沼字弥勒寺大下90番地1	米谷児童活動センター	登米市東和町米谷字越路75番地	津山児童活動センター	登米市津山町柳津字本町57番地1	<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上沼児童活動センター</td> <td>登米市中田町上沼字弥勒寺大下90番地1</td> </tr> <tr> <td>米谷児童活動センター</td> <td>登米市東和町米谷字越路75番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条・第4条 (略) (使用)できる者)</p> <p>第5条 センターを<u>使用</u>できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市内に居住する児童及びその保護者</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第6条 (略) (開館時間)</p> <p>第7条 センターの開館時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日から金曜日の平日は、<u>午前8時30分</u>から午後6時30分までとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	名称	位置	上沼児童活動センター	登米市中田町上沼字弥勒寺大下90番地1	米谷児童活動センター	登米市東和町米谷字越路75番地
名称	位置														
上沼児童活動センター	登米市中田町上沼字弥勒寺大下90番地1														
米谷児童活動センター	登米市東和町米谷字越路75番地														
津山児童活動センター	登米市津山町柳津字本町57番地1														
名称	位置														
上沼児童活動センター	登米市中田町上沼字弥勒寺大下90番地1														
米谷児童活動センター	登米市東和町米谷字越路75番地														

(利用の制限)

第8条 市長は、センターを利用する者が、次の各号のいずれかに該当する時は、その利用を制限することができる。

(1)～(3) (略)

第9条 (略)

(使用の制限)

第8条 市長は、センターを使用する者が、次の各号のいずれかに該当する時は、その使用を制限することができる。

(1)～(3) (略)

第9条 (略)

議案第93号関係

登米市南方住民情報センター条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																						
第1条～第7条 (略) (使用料の減免) 第8条 (略) (1) (略) (2) <u>市内の学校</u> 、幼稚園、保育所等が、その目的達成のために利用する場合 全額 (3)・(4) (略) 第9条～第12条 (略) 別表(第7条関係) 登米市南方住民情報センター使用料	第1条～第7条 (略) (使用料の減免) 第8条 (略) (1) (略) (2) <u>学校</u> 、幼稚園、保育所等が、その目的達成のために利用する場合 全額 (3)・(4) (略) 第9条～第12条 (略) 別表(第7条関係) 登米市南方住民情報センター使用料																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>シアターホール</u></td> <td style="text-align: right;">600円</td> </tr> <tr> <td><u>編集室</u></td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	使用料(1時間当たり)	<u>シアターホール</u>	600円	<u>編集室</u>	300円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用料 (1時間当 たり)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">冷暖房料 (1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">冷房</th> <th style="text-align: center;">暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>シアターホール</u></td> <td style="text-align: right;">400円</td> <td style="text-align: right;">100円</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> <tr> <td><u>編集室</u></td> <td style="text-align: right;">200円</td> <td style="text-align: right;">100円</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> </tbody> </table>			利用区分	使用料 (1時間当 たり)	冷暖房料 (1時間当たり)		冷房	暖房	<u>シアターホール</u>	400円	100円	100円	<u>編集室</u>	200円	100円	100円
利用区分	使用料(1時間当たり)																						
<u>シアターホール</u>	600円																						
<u>編集室</u>	300円																						
利用区分	使用料 (1時間当 たり)	冷暖房料 (1時間当たり)																					
		冷房	暖房																				
<u>シアターホール</u>	400円	100円	100円																				
<u>編集室</u>	200円	100円	100円																				
備考 1・2 (略)	備考 1・2 (略)																						

議案第94号関係

登米市豊里鵜波コミュニティセンター条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																																			
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市内の学校、幼稚園、保育所等</u>が、その目的達成のために利用する場合 全額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>豊里鵜波コミュニティセンター使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td style="text-align: right;">750円</td> </tr> <tr> <td>研修室兼視聴覚室</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>和室研修室</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>生活改善室</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>ゲートボール場(屋内)</td> <td style="text-align: right;">1面 450円</td> </tr> <tr> <td>ゲートボール場(屋外)</td> <td style="text-align: right;">1面 300円</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	使用料(1時間当たり)	多目的ホール	750円	研修室兼視聴覚室	200円	和室研修室	300円	生活改善室	200円	ゲートボール場(屋内)	1面 450円	ゲートボール場(屋外)	1面 300円	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>学校、幼稚園、保育所</u>が、その目的達成のために利用する場合 全額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>豊里鵜波コミュニティセンター使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">使用料(1時間当たり)</th> <th style="text-align: center;">暖房料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td style="text-align: right;">500円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>研修室兼視聴覚室</td> <td style="text-align: right;">200円</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> <tr> <td>和室研修室</td> <td style="text-align: right;">200円</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> <tr> <td>生活改善室</td> <td style="text-align: right;">200円</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> <tr> <td>ゲートボール場(屋内)</td> <td style="text-align: right;">1面 300円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>ゲートボール場(屋外)</td> <td style="text-align: right;">1面 200円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	使用料(1時間当たり)	暖房料(1時間当たり)	多目的ホール	500円	—	研修室兼視聴覚室	200円	100円	和室研修室	200円	100円	生活改善室	200円	100円	ゲートボール場(屋内)	1面 300円	—	ゲートボール場(屋外)	1面 200円	—
利用区分	使用料(1時間当たり)																																			
多目的ホール	750円																																			
研修室兼視聴覚室	200円																																			
和室研修室	300円																																			
生活改善室	200円																																			
ゲートボール場(屋内)	1面 450円																																			
ゲートボール場(屋外)	1面 300円																																			
利用区分	使用料(1時間当たり)	暖房料(1時間当たり)																																		
多目的ホール	500円	—																																		
研修室兼視聴覚室	200円	100円																																		
和室研修室	200円	100円																																		
生活改善室	200円	100円																																		
ゲートボール場(屋内)	1面 300円	—																																		
ゲートボール場(屋外)	1面 200円	—																																		

備考

1 ~ 3 (略)

備考

1 ~ 3 (略)



議案第95号関係

登米市公民館条例 新旧対照表

改正案			現行																																				
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 _____</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市内の学校、幼稚園、保育所等</u>が、その目的達成のために利用する場合 全額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第11条～第18条 (略)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>1 施設使用料</p>			<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 _____</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>学校、幼稚園及び保育所等</u>が、その目的達成のために利用する場合 全額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第11条～第18条 (略)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>1 施設使用料</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>利用区分</th> <th>使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">迫公民館</td> <td>研修室</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>講習室</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>料理講習室</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table>			施設名称	利用区分	使用料(1時間当たり)	迫公民館	研修室	250円	集会室	200円	講習室	300円	料理講習室	250円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名称</th> <th rowspan="2">利用区分</th> <th rowspan="2">使用料 (1時間当 たり)</th> <th colspan="2">冷暖房料 (1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th>冷房</th> <th>暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">迫公民館</td> <td>研修室</td> <td>200円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>200円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>講習室</td> <td>200円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>					施設名称	利用区分	使用料 (1時間当 たり)	冷暖房料 (1時間当たり)		冷房	暖房	迫公民館	研修室	200円	100円	100円	集会室	200円	100円	100円	講習室	200円	100円	100円
施設名称	利用区分	使用料(1時間当たり)																																					
迫公民館	研修室	250円																																					
	集会室	200円																																					
	講習室	300円																																					
	料理講習室	250円																																					
施設名称	利用区分	使用料 (1時間当 たり)	冷暖房料 (1時間当たり)																																				
			冷房	暖房																																			
迫公民館	研修室	200円	100円	100円																																			
	集会室	200円	100円	100円																																			
	講習室	200円	100円	100円																																			

	大会議室	700円
	小会議室	200円
	視聴覚室	200円
	音楽室	200円
	軽運動場	1,050円
新田公民館	体育館	900円
	会議室	200円
	和室	300円
	調理実習室	200円
森公民館	多目的ホール	450円
	打合室	250円
	和室1	300円
	和室2	300円
	調理実習室	300円
	体育館	1,050円
登米公民館	談話室	200円
	視聴覚室	200円
	講座室	200円
	クラブ室	200円
	和室	200円
	会議室	200円
	調理実習室	200円
	大集会室	1,750円
米谷公民館	ホール	1,800円

	料理講習室	200円	—	100円
	大会議室	500円	200円	200円
	小会議室	200円	—	100円
	視聴覚室	200円	100円	100円
	音楽室	200円	—	100円
	軽運動場	700円	—	400円
新田公民館	体育館	600円	—	—
	会議室	200円	100円	100円
	和室	300円	100円	100円
	調理実習室	200円	—	—
森公民館	体育館	700円	—	600円
	多目的ホール	300円	100円	100円
	打合室	200円	100円	100円
	和室1	200円	100円	100円
	和室2	200円	100円	100円
	調理実習室	200円	100円	100円
	登米公民館	談話室	200円	100円
	視聴覚室	200円	—	100円
	講座室	300円	100円	100円
	クラブ室	200円	—	100円
	和室	300円	100円	100円
	会議室	300円	100円	100円
	調理実習室	200円	—	100円

	日本間 1	200円
	日本間 2	200円
	研修室 1	200円
	研修室 2	200円
	研修室 3	200円
	調理実習室	200円
米川公民館	多目的ホール	1,200円
	和室	200円
	研修室 1	200円
	研修室 2	200円
	調理実習室	200円
豊里公民館	研修室	200円
	和室	200円
	会議室	200円
	柔道場	450円
	中ホール	1,200円
	大ホール	1,800円
吉田公民館	大ホール	600円
	調理室	250円
	日本間	200円
	講座室	200円
中津山公民館	多目的ホール	1,350円
	調理実習室	200円
	講義室	200円

	大集会室	1,300円	—	1,000円
米谷公民館	ホール	1,200円	—	1,000円
	日本間 1	200円	100円	100円
	日本間 2	200円	100円	100円
	研修室 1	200円	100円	100円
	研修室 2	200円	100円	100円
	研修室 3	200円	100円	100円
	調理実習室	200円	100円	100円
米川公民館	多目的ホール	800円	—	400円
	和室	200円	100円	100円
	研修室 1	200円	100円	100円
	研修室 2	200円	100円	100円
	調理実習室	200円	100円	100円
豊里公民館	研修室	200円	100円	100円
	和室	200円	100円	100円
	会議室	200円	100円	100円
	柔道場	300円	—	100円
	中ホール	800円	400円	400円
	大ホール	1,200円	—	—
吉田公民館	大ホール	400円	200円	200円
	調理室	200円	—	—
	日本間	200円	100円	100円
	講座室	200円	100円	100円

	会議室	200円
	音楽室	200円
	研修室	250円
	視聴覚室	350円
石越公民館	多目的ホール	750円
	研修室 1	300円
	研修室 2	200円
	青少年室	300円
	創作室	300円
南方公民館	ホール	1,050円
	会議室	200円
	日本間(全室)	300円
	日本間(1室)	200円
	研修室(全室)	450円
	研修室(1室)	200円
	視聴覚室	200円
津山公民館	青年会室	250円
	婦人講座室	300円
	大会議室	300円
	老人講座室	250円
	調理実習室	300円
	講堂	1,350円

中津山公民館	多目的ホ一 ル	900円	500円	500円
	調理実習室	200円	二	100円
	講義室	200円	100円	100円
	会議室	200円	100円	100円
	音楽室	200円	100円	100円
	研修室	200円	100円	100円
	視聴覚室	300円	100円	100円
石越公民館	多目的ホ一 ル	500円	300円	300円
	研修室 1	200円	100円	100円
	研修室 2	200円	100円	100円
	青少年室	200円	100円	100円
	創作室	200円	100円	100円
南方公民館	ホール	700円	300円	300円
	会議室	200円	100円	100円
	日本間(全 室)	200円	100円	100円
	日本間(一 室)	200円	100円	100円
	研修室(全 室)	300円	100円	100円
	研修室(一 室)	200円	100円	100円

備考 1～3 (略) 2 (略)		視聴覚室	200円	二	100円
	津山公民館	講堂	900円	二	700円
		青年会室	200円	二	100円
		婦人講座室	200円	100円	100円
		大会議室	200円	100円	100円
		老人講座室	200円	100円	100円
		調理実習室	200円	二	100円
		備考 1～3 (略) 2 (略)			

議案第96号関係

登米市ふれあいセンター条例 新旧対照表

改 正 案		現 行																							
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(利用料金の納付)</p> <p>第8条 利用者は、指定管理者にセンターの利用に関する料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市内の学校、幼稚園、保育所等</u>が、その目的達成のために利用する場合 全額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第11条～第17条 (略)</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 <u>施設利用料金</u></p>		<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(利用料金の納付)</p> <p>第8条 利用者は、指定管理者にセンターの利用に関する料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。<u>ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>学校、幼稚園及び保育所等</u>が、その目的達成のために利用する場合 全額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第11条～第17条 (略)</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 <u>施設利用料金</u></p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>利用区分</th> <th>利用料金(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石森ふれあいセンター</td> <td>研修室</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>		施設名称	利用区分	利用料金(1時間当たり)	石森ふれあいセンター	研修室	300円	和室	300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名称</th> <th rowspan="2">利用区分</th> <th rowspan="2">利用料金 (1時間当 たり)</th> <th colspan="2">冷暖房料 (1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th>冷房</th> <th>暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				施設名称	利用区分	利用料金 (1時間当 たり)	冷暖房料 (1時間当たり)		冷房	暖房					
施設名称	利用区分	利用料金(1時間当たり)																							
石森ふれあいセンター	研修室	300円																							
	和室	300円																							
施設名称	利用区分	利用料金 (1時間当 たり)	冷暖房料 (1時間当たり)																						
			冷房	暖房																					

	調理室	300円
	クラブ室	300円
	多目的研修施設	1,500円
	テニスコート(1面)	450円
	グラウンド	900円
宝江ふれあいセンター	研修室	300円
	和室	300円
	調理室	300円
	クラブ室	300円
	多目的ホール	1,350円
上沼ふれあいセンター	研修室	300円
	和室	300円
	調理室	200円
	クラブ室	200円
	多目的ホール	900円
浅水ふれあいセンター	研修室	300円
	和室	250円
	農産加工室	200円
	クラブ室	200円
	多目的ホール	1,050円
	テニスコート(1面)	450円

備考

1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計

石森ふれあいセンター	研修室	200円	100円	100円
	和室	200円	100円	100円
	調理室	200円	100円	100円
	クラブ室	200円	100円	100円
	多目的研修施設	1,000円	800円	800円
	テニスコート(1面)	300円	＝	＝
	グラウンド	700円	＝	＝
宝江ふれあいセンター	研修室	200円	100円	100円
	和室	200円	100円	100円
	調理室	200円	＝	100円
	クラブ室	200円	100円	100円
	多目的ホール	900円	400円	400円
上沼ふれあいセンター	研修室	200円	100円	100円
	和室	200円	100円	100円
	調理室	200円	100円	100円
	クラブ室	200円	100円	100円
	多目的ホール	600円	300円	300円
浅水ふれあいセンター	研修室	200円	100円	100円
	和室	200円	100円	100円
	農産加工室	200円	100円	100円
	クラブ室	200円	100円	100円
	多目的ホール	700円	300円	300円

算する。

- 2 市外の者が利用する場合は、利用料金を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、利用料金を10倍した額とする。
- 4 浅水ふれあいセンターのテニスコートの照明装置の利用料金は、1時間につき400円とする。
- 5 石森ふれあいセンターのグラウンドの照明装置の利用料金は、1時間につき1,500円とする。

2 (略)

テニスコート (1面)	300円	=	=
----------------	------	---	---

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、利用料金を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、利用料金を10倍した額とする。
- 4 浅水ふれあいセンターテニスコートの照明装置の利用料金は、1時間につき300円とする。
- 5 石森ふれあいセンターグラウンドの照明装置の利用料金は、1時間につき1,000円とする。

2 (略)



議案第97号関係

登米市石ノ森章太郎ふるさと記念館条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第4条 (略) (開館時間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 施設の<u>利用時間</u>は、通常開館日の午前9時から午後5時までとする。 ただし、7月1日から8月31日までは午前9時から午後6時までとする。</p> <p><u>(利用許可)</u></p> <p>第6条 ふるさと記念館の施設を<u>利用</u>しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、施設を<u>利用</u>しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、許可しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>施設利用</u>の目的に反するとき。</p> <p><u>(利用許可の取消し等)</u></p> <p>第7条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、この条例及びこの条例に基づく教育委員会の定め違反したときは、その<u>利用</u>の許可を取り消し、又はその<u>利用</u>を停止することができる。</p> <p>(使用料)</p>	<p>第1条～第4条 (略) (開館時間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 施設の<u>使用時間</u>は、通常開館日の午前9時から午後5時までとする。 ただし、7月1日から8月31日までは午前9時から午後6時までとする。</p> <p><u>(使用許可)</u></p> <p>第6条 ふるさと記念館の施設を<u>使用</u>しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、施設を<u>使用</u>しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、許可しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>施設使用</u>の目的に反するとき。</p> <p><u>(使用許可の取消し等)</u></p> <p>第7条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、この条例及びこの条例に基づく教育委員会の定め違反したときは、その<u>使用</u>の許可を取り消し、又はその<u>使用</u>を停止することができる。</p> <p>(使用料)</p>

第8条 利用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 (略)

第9条・第10条 (略)

(観覧料等の不返還)

第11条 既に納付された観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、市の責めによりふるさと記念館の観覧又は利用をすることができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

第12条 (略)

(遵守事項)

第13条 ふるさと記念館の施設の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) (略)
- (3) 許可を受けた利用目的以外に利用しないこと。
- (4) (略)

(損害賠償)

第14条 観覧者又は利用者は、故意又は過失によりふるさと記念館の施設及び設備並びに資料を汚損、損傷又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

第15条 (略)

別表第1 (第8条関係)

区分	使用料の額	摘要
企画展示室	1時間当たり <u>750円</u>	午前9時から午後5時まで

第8条 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 (略)

第9条・第10条 (略)

(観覧料等の不返還)

第11条 既に納付された観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、市の責めによりふるさと記念館の観覧又は使用をすることができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

第12条 (略)

(遵守事項)

第13条 ふるさと記念館の施設の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) (略)
- (3) 許可を受けた使用目的以外に使用しないこと。
- (4) (略)

(損害賠償)

第14条 観覧者又は使用者は、故意又は過失によりふるさと記念館の施設及び設備並びに資料を汚損、損傷又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

第15条 (略)

別表第1 (第8条関係)

区分	使用料の額	摘要
企画展示室	1時間当たり <u>500円</u>	午前9時から午後5時

備考

- 1 使用料を算出する場合、利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 市外の利用者が利用する場合は、この表に定める使用料の50%に相当する額を加算する。
- 3 観覧料を徴収する場合は、この表に定める使用料の10倍以内の額とする。

別表第2 (略)

備考

- 1 使用料を算出する場合、使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 市外の使用者が使用する場合は、この表に定める使用料の50%に相当する額を加算する。
- 3 観覧料を徴収する場合は、この表に定める使用料の10倍以内の額とする。

別表第2 (略)

議案第98号関係

登米市善王寺コミュニティセンター条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																																
<p>第1条～第8条 (略) (使用料の減免)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市内の学校、幼稚園、保育所等</u>が、その目的達成のために利用する場合 全額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第10条～第17条 (略)</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>アリーナ</td> <td style="text-align: right;">950円</td> </tr> <tr> <td>ステージ</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p>	利用区分	使用料 (1時間当たり)	研修室	300円	実習室	300円	アリーナ	950円	ステージ	200円	<p>第1条～第8条 (略) (使用料の減免)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>学校、幼稚園及び保育所等</u>が、その目的達成のために利用する場合 全額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第10条～第17条 (略)</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用料 (1時間当たり)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">冷暖房料 (1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">冷房</th> <th style="text-align: center;">暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td style="text-align: right;">200円</td> <td style="text-align: right;">100円</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td style="text-align: right;">200円</td> <td style="text-align: right;">100円</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> <tr> <td>アリーナ</td> <td style="text-align: right;">900円</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">700円</td> </tr> <tr> <td>ステージ</td> <td style="text-align: right;">400円</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p>	利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)		冷房	暖房	研修室	200円	100円	100円	実習室	200円	100円	100円	アリーナ	900円	—	700円	ステージ	400円	—	—
利用区分	使用料 (1時間当たり)																																
研修室	300円																																
実習室	300円																																
アリーナ	950円																																
ステージ	200円																																
利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)																															
		冷房	暖房																														
研修室	200円	100円	100円																														
実習室	200円	100円	100円																														
アリーナ	900円	—	700円																														
ステージ	400円	—	—																														

2 (略)

2 (略)

議案第99号関係

登米市民俗資料館条例 新旧対照表

改正案		現行			
第1条～第18条 (略)		第1条～第18条 (略)			
別表第1 (略)		別表第1 (略)			
別表第2 (第10条関係)		別表第2 (第10条関係)			
平筒沼農村文化自然学習館使用料		平筒沼農村文化自然学習館使用料			
<u>利用区分</u>	<u>使用料 (1時間当たり)</u>	<u>利用区分</u>	<u>使用料 (1時間当たり)</u>	<u>冷暖房料 (1時間当たり)</u>	
研修室	300円			<u>冷房</u>	<u>暖房</u>
和室	300円	研修室	200円	100円	100円
		和室	200円	100円	100円
備考 1～3 (略)		備考 1～3 (略)			

議案第100号関係

登米市海洋センター条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																																			
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市内の学校、幼稚園、保育所等</u>が、その目的達成のため利用する場合 全額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第11条～第17条 (略)</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <p>(1) 体育館等使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名称</th> <th style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">登米市中田B&amp;G海洋センター</td> <td style="text-align: center;">体育館</td> <td style="text-align: right;">1,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ミーティングルーム</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">武道館</td> <td style="text-align: right;">850円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">登米市米山B&amp;G海洋センター</td> <td style="text-align: center;">アリーナ</td> <td style="text-align: right;">1,250円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会議室</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。</u></p>	施設名称	利用区分	使用料(1時間当たり)	登米市中田B&G海洋センター	体育館	1,200円	ミーティングルーム	200円	武道館	850円	登米市米山B&G海洋センター	アリーナ	1,250円	会議室	200円	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>学校、幼稚園及び保育所等</u>が、その目的達成のため利用する場合 全額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第11条～第17条 (略)</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名称</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">登米市迫B&amp;G海洋センター</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">使用料(1艇当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">OPヨット</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">カヌー</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ローボート</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サボットヨット</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12フィートヨット</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">BGカッター</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">360セールヨット</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	使用料	登米市迫B&G海洋センター	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">使用料(1艇当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">OPヨット</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">カヌー</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ローボート</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サボットヨット</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12フィートヨット</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">BGカッター</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">360セールヨット</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	使用料(1艇当たり)	OPヨット	200円	カヌー	200円	ローボート	200円	サボットヨット	200円	12フィートヨット	300円	BGカッター	500円	360セールヨット	200円
施設名称	利用区分	使用料(1時間当たり)																																		
登米市中田B&G海洋センター	体育館	1,200円																																		
	ミーティングルーム	200円																																		
	武道館	850円																																		
登米市米山B&G海洋センター	アリーナ	1,250円																																		
	会議室	200円																																		
施設名称	使用料																																			
登米市迫B&G海洋センター	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">使用料(1艇当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">OPヨット</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">カヌー</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ローボート</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サボットヨット</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12フィートヨット</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">BGカッター</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">360セールヨット</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	使用料(1艇当たり)	OPヨット	200円	カヌー	200円	ローボート	200円	サボットヨット	200円	12フィートヨット	300円	BGカッター	500円	360セールヨット	200円																			
利用区分	使用料(1艇当たり)																																			
OPヨット	200円																																			
カヌー	200円																																			
ローボート	200円																																			
サボットヨット	200円																																			
12フィートヨット	300円																																			
BGカッター	500円																																			
360セールヨット	200円																																			

2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。

3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

(2) 舟艇使用料

施設名称	利用区分	使用料(1艇当たり)
登米市迫B&G海洋センター	OPヨット	200円
	カヌー	200円
	ローボート	200円
	サボットヨット	200円
	12フィートヨット	300円
	BGカッター	500円
	360セールヨット	200円
	420ヨット	300円
	530ヨット	500円
登米市中田B&G海洋センター	OPヨット	200円
	カヌー	200円
	ローボート	200円
	サボットヨット	200円
	12フィートヨット	300円
	BGカッター	500円
登米市米山B&G海洋センター	OPヨット	200円
	カヌー	200円
	ローボート	200円
	12フィートヨット	300円
	BGカッター	500円

420ヨット	300円
530ヨット	500円

備考

- 1 使用料は、午前（午前9時から正午まで）、午後（正午から午後5時まで）それぞれの金額とする。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

登米市中田B&G海洋センター

1 体育館等使用料

利用区分	使用料(1時間当たり)
体育館	1,000円
ミーティングルーム	200円
武道館	800円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

2 舟艇使用料

利用区分	使用料(1艇当たり)
------	------------



360セールヨット	200円
420ヨット	300円

備考

- 1 使用料は、午前（午前9時から正午まで）及び午後（正午から午後5時まで）の利用についてそれぞれ徴収する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

OPヨット	200円
カヌー	200円
ローボート	200円
サボットヨット	200円
12フィートヨット	300円
BGカッター	500円

備考

- 1 使用料は、午前（午前9時から正午まで）、午後（正午から午後5時まで）それぞれの金額とする。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

登米市米山B&G海洋センター

1 体育館等使用料

利用区分	使用料 (1時間当たり)	暖房料 (1時間当たり)
アリーナ	1,000円	
会議室	200円	100円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。

2 (略)

3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

2 舟艇使用料

<u>利用区分</u>	<u>使用料 (1艇当たり)</u>
<u>OPヨット</u>	<u>200円</u>
<u>カヌー</u>	<u>200円</u>
<u>ローボート</u>	<u>200円</u>
<u>12フィートヨット</u>	<u>300円</u>
<u>BGカッター</u>	<u>500円</u>
<u>360セールヨット</u>	<u>200円</u>
<u>420ヨット</u>	<u>300円</u>

備考

1 使用料は、午前(午前9時から正午まで)、午後(正午から午後5時まで)それぞれの金額とする。

2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。

3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

2 (略)

議案第101号関係

登米市保健福祉施設条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条・第2条 (略) (指定管理者の管理)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保健福祉施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条、第9条、第10条、<u>第12条及び第14条</u>の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、<u>第9条及び第10条</u>の規定中「<u>使用料</u>」とあるのは「<u>利用料金</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務</p> <p>第5条～第7条 (略) (使用料<sup>__</sup>)</p> <p>第8条 保健福祉施設を利用する者は、使用料<sup>_____</sup>を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料<sup>__</sup>の額は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>(使用料<sup>__</sup>の減免)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料<sup>__</sup>の全</p>	<p>第1条・第2条 (略) (指定管理者の管理)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保健福祉施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条、第9条、第10条、<u>第11条及び第13条</u>の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」<u>_____</u>と読み替えるものとする。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務</p> <p>第5条～第7条 (略) (使用料等)</p> <p>第8条 保健福祉施設を利用する者は、<u>使用料又は利用料金</u> (以下「<u>使用料等</u>」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料等の額は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p><u>3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。</u></p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用料等</u>の全</p>

部又は一部を免除することができる。

(1) (略)

(2) 市内の学校、幼稚園、保育所等が、その目的達成のために利用する場合 全額

(3)・(4) (略)

(使用料  の還付)

第10条 既に納付された使用料  は、還付しない。ただし、市又は指定管理者の責めにより保健福祉施設を利用することができなくなった場合その他正当な理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(利用料金)

第11条 第3条の規定により保健福祉施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

(特別の設備)

第12条 (略)

(目的外利用、権利譲渡等の禁止)

第13条 (略)

(原状回復義務)

第14条 (略)

(損害賠償義務)

第15条 (略)

部又は一部を免除することができる。

(1) (略)

(2) 学校\_\_\_\_\_、幼稚園、保育所等が、その目的達成のために利用する場合 全額

(3)・(4) (略)

(使用料等の還付)

第10条 既に納付された使用料等は、還付しない。ただし、市又は指定管理者の責めにより保健福祉施設を利用することができなくなった場合その他正当な理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(特別の設備)

第11条 (略)

(目的外利用、権利譲渡等の禁止)

第12条 (略)

(原状回復義務)

第13条 (略)

(損害賠償義務)

第14条 (略)

(委任)

第16条 (略)

(罰則)

第17条 詐欺その他不正の行為により使用料又は利用料金の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

別表第1 (略)

別表第2 (第8条関係)

施設区分	施設名称	利用区分	使用料(1時間当たり)
登米市老人福祉センター	迫老人福祉センター	集会室	450円
		ステージ	200円
		教養娯楽室	300円
		会議研修室	250円
		図書室	200円
		機能回復訓練室	300円
		健康相談室	200円
	登米老人福祉センター	教養娯楽室	300円
		集会室	300円
		会議室	300円
		付設作業所	200円
	中田老人福祉センター	調理実習室	300円
		娯楽室	450円

(委任)

第15条 (略)

(罰則)

第16条 詐欺その他不正の行為により使用料等\_\_\_\_\_の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

別表第1 (略)

別表第2 (第8条関係)

施設区分	施設名称	利用区分	使用料等(1時間当たり)	冷暖房料(1時間当たり)	
				冷房	暖房
登米市老人福祉センター	迫老人福祉センター	集会室	300円	100円	100円
		ステージ	200円	100円	100円
		教養娯楽室	200円	100円	100円
		会議研修室	200円	100円	100円
		図書室	200円	100円	100円
		機能回復訓練室	200円	—	100円
		健康相談室	200円	—	100円
	登米老人福祉センター	教養娯楽室	200円	100円	100円
	登米老人福祉センター	集会室	200円	100円	100円
		会議室	200円	100円	100円

		会議室	450円
		付設作業室	450円
石越福祉センター		ボランティア室	300円
		会議室（和室）	300円
		研修室	300円
		相談室	200円
		調理室	300円
	南方老人福祉センター		集会室
		教養娯楽室	300円
		調理室	250円
津山老人福祉センター		生活相談室	200円
		診察室	200円
		健康相談室	200円
		教養娯楽室	300円
		集会室	250円
		運動指導室	200円
		栄養指導室	200円
登米市保健福祉センター	中田保健福祉会館	研修室	750円
		米山総合保健福祉センター	集会室及び運動指導室
		教養娯楽室	450円
		栄養指導室	300円
		調理実習室	300円

		付設作業所	100円	二	100円
中田老人福祉センター		調理実習室	200円	100円	100円
		娯楽室	300円	100円	100円
		会議室	300円	100円	100円
		付設作業室	300円	100円	100円
石越福祉センター		ボランティア室	200円	100円	100円
		会議室（和室）	200円	100円	100円
		研修室	200円	100円	100円
		相談室	200円	100円	100円
		調理室	200円	100円	100円
南方老人福祉センター		集会室	400円	100円	100円
		教養娯楽室	200円	100円	100円
		調理室	200円	二	100円
津山老人福祉センター		生活相談室	200円	二	100円
		診察室	200円	100円	100円
		健康相談室	200円	100円	100円
		教養娯楽室	200円	100円	100円
		集会室	200円	100円	100円
		運動指導室	200円	100円	100円
		栄養指導室	200円	100円	100円
登米市保健福祉センター	中田保健福祉会館	研修室	500円	200円	200円

登米市高齢者創造館	豊里高齢者趣味の交流館	多目的室	250円
登米市高齢者コミュニティセンター	登米高齢者コミュニティセンター	集会室	200円
		実習室	200円
		休養娯楽室	200円
		調理室	200円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

一	米山総合保健福祉センター	集会室及び運動指導室	500円	200円	200円
		教養娯楽室	300円	100円	100円
		栄養指導室	200円	100円	100円
		調理実習室	200円	100円	100円
登米市高齢者創造館	豊里高齢者趣味の交流館	多目的室	200円	100円	100円
登米市高齢者コミュニティセンター	登米高齢者コミュニティセンター	集会室	400円	—	—
		実習室	200円	—	—
		休養娯楽室	200円	—	—
		調理室	200円	—	—

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料等を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料等を10倍した額とする。

議案第102号関係

登米市農村環境改善センター条例 新旧対照表

改 正 案			現 行																																																								
第1条～第7条 (略) (使用料の減免) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) (略) (2) <u>市内の学校、幼稚園、保育所等</u> が、その目的達成のために利用する場合 全額 (3)・(4) (略) 第9条～第18条 (略) 別表(第7条関係) 1 施設使用料			第1条～第7条 (略) (使用料の減免) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) (略) (2) <u>学校、幼稚園及び保育所等</u> が、その目的達成のために利用する場合 全額 (3)・(4) (略) 第9条～第18条 (略) 別表(第7条関係) 1 施設使用料																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>利用区分</th> <th>使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">迫農村環境改善センター</td> <td>調理実習室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>生活研修室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>農事研修室</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>青年研修室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,350円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中田農村環境改善センター</td> <td>多目的ホール</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>農産加工室</td> <td>450円</td> </tr> </tbody> </table>			施設名称	利用区分	使用料(1時間当たり)	迫農村環境改善センター	調理実習室	200円	生活研修室	200円	農事研修室	300円	青年研修室	200円	視聴覚室	200円	多目的ホール	1,350円	中田農村環境改善センター	多目的ホール	1,200円	農産加工室	450円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名称</th> <th rowspan="2">利用区分</th> <th rowspan="2">使用料 (1時間当 たり)</th> <th colspan="2">冷暖房料 (1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th>冷房</th> <th>暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">迫農村環境改 善センター</td> <td>調理実習室</td> <td>200円</td> <td>—</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>生活研修室</td> <td>200円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>農事研修室</td> <td>300円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>青年研修室</td> <td>200円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>200円</td> <td>—</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホ一</td> <td>900円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>				施設名称	利用区分	使用料 (1時間当 たり)	冷暖房料 (1時間当たり)		冷房	暖房	迫農村環境改 善センター	調理実習室	200円	—	100円	生活研修室	200円	100円	100円	農事研修室	300円	100円	100円	青年研修室	200円	100円	100円	視聴覚室	200円	—	100円	多目的ホ一	900円	500円	500円
施設名称	利用区分	使用料(1時間当たり)																																																									
迫農村環境改善センター	調理実習室	200円																																																									
	生活研修室	200円																																																									
	農事研修室	300円																																																									
	青年研修室	200円																																																									
	視聴覚室	200円																																																									
	多目的ホール	1,350円																																																									
中田農村環境改善センター	多目的ホール	1,200円																																																									
	農産加工室	450円																																																									
施設名称	利用区分	使用料 (1時間当 たり)	冷暖房料 (1時間当たり)																																																								
			冷房	暖房																																																							
迫農村環境改 善センター	調理実習室	200円	—	100円																																																							
	生活研修室	200円	100円	100円																																																							
	農事研修室	300円	100円	100円																																																							
	青年研修室	200円	100円	100円																																																							
	視聴覚室	200円	—	100円																																																							
	多目的ホ一	900円	500円	500円																																																							



	視聴覚室	300円
	研修室	300円
	第1会議室	200円
	第2会議室	200円
	和室	200円
米山農村環境改善センター	多目的ホール	750円
	生活講座室	200円
	生活実習室	250円
	視聴覚講座室	600円
	農事研修室	200円
	相談室	200円
	農事育成室	200円
	和室研修室1	200円
	和室研修室2	300円
	趣味の間	200円
	テニスコート (1面)	450円
南方農村環境改善センター	農事研修室	200円
	ホール	1,050円
	日本間(全室)	300円
	日本間(2室)	200円
	日本間(1室)	200円
	茶室・作法室	200円
	テニスコート	450円

	ル			
中田農村環境改善センター	多目的ホール	800円	400円	400円
	農産加工室	300円	100円	100円
	視聴覚室	200円	100円	100円
	研修室	200円	100円	100円
	第1会議室	200円	100円	100円
	第2会議室	200円	100円	100円
	和室	200円	100円	100円
米山農村環境改善センター	多目的ホール	500円	200円	200円
	生活講座室	200円	100円	100円
	生活実習室	200円	100円	100円
	視聴覚講座室	400円	200円	200円
	農事研修室	200円	100円	100円
	相談室	200円	100円	100円
	農事育成室	200円	100円	100円
	和室研修室1	200円	100円	100円
	和室研修室2	200円	100円	100円
	趣味の間	200円	100円	100円
	テニスコート	300円	二	二

	(1面)	
南方就業改善センター	研修室1	300円
	研修室2	300円
	和室1	300円
	和室2	300円
	調理室	300円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

2 (略)

南方農村環境改善センター	農事研修室	200円	100円	100円
	ホール	1,100円	500円	500円
	日本間(全室)	400円	200円	200円
	日本間(二室)	300円	100円	100円
	日本間(一室)	200円	100円	100円
	茶室・作法室	200円	100円	100円
	テニスコート	300円	—	—
南方就業改善センター	研修室1	200円	100円	100円
	研修室2	200円	100円	100円
	和室1	200円	100円	100円
	和室2	200円	100円	100円
	調理室	200円	—	—

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。
- 4 中田農村環境改善センターの舞台照明装置の使用料は、1時間当たり500円とする。

2 (略)

議案第103号関係

登米市豊里多目的研修センター条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																																												
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市内の学校、幼稚園、保育所等</u>が、その目的達成のために利用する場合 全額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第9条～第16条 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的研修室</td> <td style="text-align: center;">400円</td> </tr> <tr> <td>青年研修室</td> <td style="text-align: center;">400円</td> </tr> <tr> <td>婦人研修室</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> <tr> <td>健康相談室</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> <tr> <td>農産加工実習室</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	使用料(1時間当たり)	多目的研修室	400円	青年研修室	400円	婦人研修室	200円	談話室	200円	健康相談室	200円	農産加工実習室	200円	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>学校、幼稚園及び保育所等</u>が、その目的達成のために利用する場合 全額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第9条～第16条 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用料 (1時間当たり)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">冷暖房料 (1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">冷房</th> <th style="text-align: center;">暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的研修室</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td style="text-align: center;">200円</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> <tr> <td>青年研修室</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td style="text-align: center;">200円</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> <tr> <td>婦人研修室</td> <td style="text-align: center;">200円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td style="text-align: center;">200円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td>健康相談室</td> <td style="text-align: center;">200円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td>農産加工実習室</td> <td style="text-align: center;">200円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)		冷房	暖房	多目的研修室	500円	200円	200円	青年研修室	500円	200円	200円	婦人研修室	200円	100円	100円	談話室	200円	100円	100円	健康相談室	200円	100円	100円	農産加工実習室	200円	100円	100円
利用区分	使用料(1時間当たり)																																												
多目的研修室	400円																																												
青年研修室	400円																																												
婦人研修室	200円																																												
談話室	200円																																												
健康相談室	200円																																												
農産加工実習室	200円																																												
利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)																																											
		冷房	暖房																																										
多目的研修室	500円	200円	200円																																										
青年研修室	500円	200円	200円																																										
婦人研修室	200円	100円	100円																																										
談話室	200円	100円	100円																																										
健康相談室	200円	100円	100円																																										
農産加工実習室	200円	100円	100円																																										

備考

1～3 (略)

2 (略)

備考

1～3 (略)

2 (略)

議案第104号関係

登米市南方定住促進センター条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																								
<p>第1条～第6条 (略) (使用料の納付)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市内の学校、幼稚園、保育所等</u>が、その目的達成のために利用する場合 全額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第9条～第15条 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ミーティングルーム</u></td> <td style="text-align: center;"><u>200円</u></td> </tr> <tr> <td><u>研修室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>200円</u></td> </tr> <tr> <td><u>調理室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>200円</u></td> </tr> <tr> <td><u>トレーニング兼大集会室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>500円</u></td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	使用料(1時間当たり)	<u>ミーティングルーム</u>	<u>200円</u>	<u>研修室</u>	<u>200円</u>	<u>調理室</u>	<u>200円</u>	<u>トレーニング兼大集会室</u>	<u>500円</u>	<p>第1条～第6条 (略) (使用料の納付)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 使用料は、前納しなければならない。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>学校、幼稚園及び保育所等</u>が、その目的達成のために利用する場合 全額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第9条～第15条 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用料 (1時間当たり)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">冷暖房料 (1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">冷房</th> <th style="text-align: center;">暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ミーティングルーム</u></td> <td style="text-align: center;"><u>300円</u></td> <td style="text-align: center;">＝</td> <td style="text-align: center;"><u>100円</u></td> </tr> <tr> <td><u>研修室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>200円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100円</u></td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)		冷房	暖房	<u>ミーティングルーム</u>	<u>300円</u>	＝	<u>100円</u>	<u>研修室</u>	<u>200円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
利用区分	使用料(1時間当たり)																								
<u>ミーティングルーム</u>	<u>200円</u>																								
<u>研修室</u>	<u>200円</u>																								
<u>調理室</u>	<u>200円</u>																								
<u>トレーニング兼大集会室</u>	<u>500円</u>																								
利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)																							
		冷房	暖房																						
<u>ミーティングルーム</u>	<u>300円</u>	＝	<u>100円</u>																						
<u>研修室</u>	<u>200円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>																						

備考	1～3 (略)	2 (略)	調理室	200円	二	100円
			トレーニング兼大集	900円	二	500円
			会室			
			備考			
			1～3 (略)			
			2 (略)			

議案第105号関係

登米市津山林業総合センター条例 新旧対照表

改正案		現 行																																
第1条～第7条 (略) (使用料の減免) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) (略) (2) <u>市内の学校、幼稚園、保育所等</u> が、その目的達成のために利用する場合 全額 (3)・(4) (略) 第9条～第18条 (略) 別表(第7条関係) 登米市津山林業総合センター使用料		第1条～第7条 (略) (使用料の減免) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) (略) (2) <u>学校、幼稚園及び保育所等</u> が、その目的達成のために利用する場合 全額 (3)・(4) (略) 第9条～第18条 (略) 別表(第7条関係) 登米市津山林業総合センター使用料																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小会議室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>研修兼視聴覚室</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>健康増進室</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		利用区分	使用料(1時間当たり)	小会議室	200円	大会議室	350円	研修兼視聴覚室	300円	健康増進室	450円	調理実習室	200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>使用料 (1時間当たり)</th> <th>暖房料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小会議室</td> <td>200円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>400円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>研修兼視聴覚室</td> <td>300円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>健康増進室</td> <td>500円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>200円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>			利用区分	使用料 (1時間当たり)	暖房料 (1時間当たり)	小会議室	200円	100円	大会議室	400円	200円	研修兼視聴覚室	300円	100円	健康増進室	500円	200円	調理実習室	200円	100円
利用区分	使用料(1時間当たり)																																	
小会議室	200円																																	
大会議室	350円																																	
研修兼視聴覚室	300円																																	
健康増進室	450円																																	
調理実習室	200円																																	
利用区分	使用料 (1時間当たり)	暖房料 (1時間当たり)																																
小会議室	200円	100円																																
大会議室	400円	200円																																
研修兼視聴覚室	300円	100円																																
健康増進室	500円	200円																																
調理実習室	200円	100円																																
備考 1～3 (略)		備考 1～3 (略)																																

議案第106号関係

登米市公園条例 新旧対照表

改正案	現 行																
第1条～第14条 (略) (使用料の還付) 第15条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市の責めにより公園を <u>利用</u> できなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。 第16条～第21条 (略) 別表第1 (略) 別表第2 (第7条関係)	第1条～第14条 (略) (使用料の還付) 第15条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市の責めにより公園を <u>使用</u> できなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。 第16条～第21条 (略) 別表第1 (略) 別表第2 (第7条関係)																
1 長沼フートピア公園	1 長沼フートピア公園																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">施設又は設備</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>オートキャンプサイト 一般キャンプサイト 芝生広場サイト</td> <td>午後2時から<u>利用最終日</u>の午前11時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設又は設備	利用時間	(略)		オートキャンプサイト 一般キャンプサイト 芝生広場サイト	午後2時から <u>利用最終日</u> の午前11時まで	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">施設又は設備</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>オートキャンプサイト 一般キャンプサイト 芝生広場サイト</td> <td>午後2時から<u>使用最終日</u>の午前11時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設又は設備	使用時間	(略)		オートキャンプサイト 一般キャンプサイト 芝生広場サイト	午後2時から <u>使用最終日</u> の午前11時まで	(略)	
施設又は設備	利用時間																
(略)																	
オートキャンプサイト 一般キャンプサイト 芝生広場サイト	午後2時から <u>利用最終日</u> の午前11時まで																
(略)																	
施設又は設備	使用時間																
(略)																	
オートキャンプサイト 一般キャンプサイト 芝生広場サイト	午後2時から <u>使用最終日</u> の午前11時まで																
(略)																	
2 平筒沼ふれあい公園	2 平筒沼ふれあい公園																



施設又は設備		利用区分	利用時間
平筒沼ふれあい公園管理棟	和室 1	宿泊で利用する場合	午後 3 時から利用最終日の午前 10 時まで。ただし、浴室の利用時間については、別に定める。
	和室 2		
	管理室		
	会議室		
	調理室		
	多目的ホール		
	浴室		
	シャワー		
(略)			

3 (略)

別表第 3 (第13条、第16条関係)

1 長沼フートピア公園使用料

利用区分		単位	使用料
公園キャンプ場利用	一般、高校生、大学生	1 人、 <u>1泊</u> 当たり	300円
	中学生、小学生	1 人、 <u>1泊</u> 当たり	200円
	小学生未満	1 人、 <u>1泊</u> 当たり	無料
サイト利用	オートキャンプサイト	1 サイト 1 人、 <u>1泊</u> 当たり	3,500円
	一般キャンプサイト	テント 1 張、 <u>1泊</u> 当たり	500円
	芝生広場サイト	テント 1 張、 <u>1泊</u> 当たり	2,000円

施設又は設備		利用区分	使用時間
平筒沼ふれあい公園管理棟	和室 1	宿泊で利用する場合	午後 3 時から使用最終日の午前 10 時まで。ただし、浴室の使用時間については、別に定める。
	和室 2		
	管理室		
	会議室		
	調理室		
	多目的ホール		
	浴室		
	シャワー		
(略)			

3 (略)

別表第 3 (第13条、第16条関係)

1 長沼フートピア公園使用料

利用区分		単位	使用料
公園キャンプ場利用	一般、高校生、大学生	1 人、 <u>1泊</u> 当たり	300円
	中学生、小学生	1 人、 <u>1泊</u> 当たり	200円
	小学生未満	1 人、 <u>1泊</u> 当たり	無料
サイト利用	オートキャンプサイト	1 サイト 1 人、 <u>1泊</u> 当たり	3,500円
	一般キャンプサイト	テント 1 張、 <u>1泊</u> 当たり	500円
	芝生広場サイト	テント 1 張、 <u>1泊</u> 当たり	2,000円

		たり	
備品利用	レンタサイクル	1台、1時間当たり	200円
	貸毛布	1枚当たり	200円
その他	レストハウス多目的ホール	1時間当たり	200円
	物品の販売	1店舗1日当たり	500円

備考

- 1 日帰りの場合の使用料は、1泊と同額とする。
  - 2 レンタサイクルの利用時間が、1日で3時間を超える場合の使用料は、500円とする。
- 2 南方大嶽山交流ハウス・北上川親水公園使用料

施設名称	利用区分	使用料（1時間当たり）
南方大嶽山交流ハウス	ステージ及び控室	400円
北上川親水公園	公園管理棟集会室	200円

備考

- 1～3 (略)
  - 3 平筒沼ふれあい公園管理棟使用料
- (1) 宿泊

利用区分	使用料（1人1泊当たり）
一般	3,000円

		たり	
備品利用	レンタサイクル	1台、1時間当たり	200円
	貸毛布	1枚当たり	200円
その他	レストハウス多目的ホール	1時間当たり	200円
	物品の販売	1店舗1日当たり	500円

備考

- 1 日帰りの場合の使用料は、1泊と同額とする。
  - 2 レンタサイクルの使用時間が、1日で3時間を超える場合の使用料は、500円とする。
- 2 南方大嶽山交流ハウス・北上川親水公園使用料

施設名称	利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	
			冷房	暖房
南方大嶽山交流ハウス	ステージ、控室	300円	＝	100円
北上川親水公園	公園管理棟集会室	200円	＝	＝

備考

- 1～3 (略)
  - 3 平筒沼ふれあい公園管理棟使用料
- (1) 宿泊

利用区分	使用料 (1人一泊当たり)	冷暖房料（1人一泊当たり）	
		冷房	暖房

大学生、高校生等	2,000円
中学生、小学生	1,500円
小学生未満	無料

備考

1～4 (略)

(2) 宿泊以外

利用区分	単位	使用料
和室1	1時間当たり	450円
和室2		450円
管理室		200円
会議室		200円
調理室		200円
多目的ホール		900円
シャワー	1回当たり	200円

備考

1～3 (略)

4～7 (略)

8 登米森林公園

	り)		
一般	3,000円	200円	200円
大学生、高校生等	2,000円		
中学生、小学生	1,500円		
小学生未満	無料	無料	無料

備考

1～4 (略)

(2) 宿泊以外

利用区分	単位	使用料	冷暖房料	
			冷房	暖房
和室1	1時間当たり	300円	100円	100円
和室2		300円	100円	100円
管理室		200円	100円	100円
会議室		200円	100円	100円
調理室		200円	100円	100円
多目的ホール		600円	—	300円
シャワー	1回当たり	200円	—	—

備考

1～3 (略)

4～7 (略)

8 登米森林公園

(略)

- 1 燃料は、使用料に含まれない。ただし、コテージ及びシャワーを除く。
- 2 特殊照明等を用いるときは、別に定める電気料を徴収する。
- 3 研修室の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 4 コテージの利用時間は、宿泊にあっては午前10時30分から翌日の午前10時まで、休憩にあっては午前10時30分から午後3時までとする。

(略)

- 1 燃料は、使用料に含まれない。ただし、コテージ及びシャワーを除く。
- 2 特殊照明等を用いるときは、別に定める電気料を徴収する。
- 3 研修室の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 4 コテージの使用時間は、宿泊にあっては午前10時30分から翌日の午前10時まで、休憩にあっては午前10時30分から午後3時までとする。

議案第107号関係

登米市及甚と源氏ポタル交流館等条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第3条 交流館等の利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 交流館等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、交流館等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第5条 市長は、前条第1項の許可を受けて交流館等を利用する者（以下「利用者」という。）がこの条例又は条例に基づく規則の規定に違反した場合は、許可を取り消し、又は利用を停止することができる。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第6条 利用者は、使用料を納めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条・第8条 (略)</p> <p>(目的外利用、権利譲渡等の禁止)</p> <p>第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(使用時間)</p> <p>第3条 交流館等の使用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 交流館等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、交流館等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、前条第1項の許可を受けて交流館等を使用する者（以下「使用者」という。）がこの条例又は条例に基づく規則の規定に違反した場合は、許可を取り消し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第6条 使用者は、使用料を納めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条・第8条 (略)</p> <p>(目的外使用、権利譲渡等の禁止)</p> <p>第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>

- (1) 利用目的以外に利用しないこと。
  - (2) 利用する権限を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
  - (3) 利用許可を受けた交流館等の施設、設備、備品器具以外は利用しないこと。
  - (4) 交流館等の利用者は、現状を変更しないこと。
  - (5) 利用の終了後又は利用許可が取り消されたときは、原状に復さなければならない。
  - (6) (略)
- (損害賠償義務)

第10条 利用者は、交流館等の建物、備品等を破損し、又は汚損したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の破損又は汚損が利用者の故意又は過失によるものと認めるときは、利用者に原状回復又はその損害を賠償させなければならない。

第11条 (略)

別表第1 (第3条関係)

施設又は設備	利用区分	利用時間
和室 (1室～5室)	宿泊で利用する場合	午後3時から <u>利用最終</u> 日の午前10時まで。ただし、浴室の <u>利用時間</u> については、別に定める。
調理室		
多目的ホール		
浴室		
シャワー		
(略)		

- (1) 使用目的以外に使用しないこと。
  - (2) 使用する権限を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
  - (3) 使用許可を受けた交流館等の施設、設備、備品器具以外は使用しないこと。
  - (4) 交流館等の使用者は、現状を変更しないこと。
  - (5) 使用の終了後又は使用許可が取り消されたときは、原状に復さなければならない。
  - (6) (略)
- (損害賠償義務)

第10条 使用者は、交流館等の建物、備品等を破損し、又は汚損したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の破損又は汚損が使用者の故意又は過失によるものと認めるときは、使用者に原状回復又はその損害を賠償させなければならない。

第11条 (略)

別表第1 (第3条関係)

施設又は設備	利用区分	使用時間
和室 (1室～5室)	宿泊で利用する場合	午後3時から <u>使用最終</u> 日の午前10時まで。ただし、浴室の <u>使用時間</u> については、別に定める。
調理室		
多目的ホール		
浴室		
シャワー		
(略)		

別表第2（第6条関係）

(1) 宿泊

利用区分	使用料（1人1泊当たり）
一般	3,000円
大学生、高校生等	2,000円
中学生、小学生	1,500円
小学生未満	無料

備考

1～4（略）

(2) 宿泊以外

利用区分	単位	使用料
和室1室	1時間当たり	300円
和室全室		1,500円
調理室		300円
多目的ホール		600円
シャワー	1回当たり	200円

備考

別表第2（第6条関係）

(1) 宿泊

利用区分	使用料 (1人1泊当たり)	冷暖房料（1人1泊当たり）	
		冷房	暖房
一般	3,000円	＝	200円
大学生、高校生等	2,000円		
中学生、小学生	1,500円		
小学生未満	無料	＝	無料

備考

1～4（略）

(2) 宿泊以外

利用区分	単位	使用料	冷暖房費（1時間当たり）	
			冷房	暖房
和室1室	1時間当たり	200円	＝	100円
和室全室		1,000円	＝	500円
調理室		200円	＝	100円
多目的ホール		400円	200円	200円
シャワー	1回当たり	200円	＝	＝

備考

1 ~ 3 (略)

(3) (略)

1 ~ 3 (略)

(3) (略)



議案第108号関係

登米市勤労青少年ホーム条例 新旧対照表

改正案			現 行																																																					
第1条～第8条 (略) (使用料の減免) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) (略) (2) <u>市内の学校、幼稚園、保育所等</u> が、その目的達成のために利用する場合 全額 (3)・(4) (略) 第10条～第20条 (略) 別表(第8条関係) 1 施設使用料			第1条～第8条 (略) (使用料の減免) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) (略) (2) <u>学校、幼稚園及び保育所等</u> が、その目的達成のために利用する場合 全額 (3)・(4) (略) 第10条～第20条 (略) 別表(第8条関係) 1 施設使用料																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>利用区分</th> <th>使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">東和勤労青少年ホーム</td> <td>和室</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>軽運動場</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,950円</td> </tr> </tbody> </table>			施設名称	利用区分	使用料(1時間当たり)	東和勤労青少年ホーム	和室	300円	研修室1	200円	研修室2	200円	調理室	250円	音楽室	300円	軽運動場	750円	多目的ホール	1,950円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名称</th> <th rowspan="2">利用区分</th> <th rowspan="2">使用料 (1時間当たり)</th> <th colspan="2">冷暖房料 (1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th>冷房</th> <th>暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">東和勤労青少年ホーム</td> <td>和室</td> <td>200円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>200円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>200円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>200円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>200円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>軽運動場</td> <td>500円</td> <td>—</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>				施設名称	利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)		冷房	暖房	東和勤労青少年ホーム	和室	200円	100円	100円	研修室1	200円	100円	100円	研修室2	200円	100円	100円	調理室	200円	100円	100円	音楽室	200円	100円	100円	軽運動場	500円	—	300円
施設名称	利用区分	使用料(1時間当たり)																																																						
東和勤労青少年ホーム	和室	300円																																																						
	研修室1	200円																																																						
	研修室2	200円																																																						
	調理室	250円																																																						
	音楽室	300円																																																						
	軽運動場	750円																																																						
	多目的ホール	1,950円																																																						
施設名称	利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)																																																					
			冷房	暖房																																																				
東和勤労青少年ホーム	和室	200円	100円	100円																																																				
	研修室1	200円	100円	100円																																																				
	研修室2	200円	100円	100円																																																				
	調理室	200円	100円	100円																																																				
	音楽室	200円	100円	100円																																																				
	軽運動場	500円	—	300円																																																				

<p>備考</p> <p><u>1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。</u></p> <p><u>2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。</u></p> <p><u>3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<table border="1" data-bbox="1133 154 2065 252"> <tr> <td data-bbox="1312 161 1482 245">多目的ホール</td> <td data-bbox="1491 161 1706 245">1,300円</td> <td data-bbox="1715 161 1886 245">=</td> <td data-bbox="1895 161 2065 245">1,100円</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p><u>1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。</u></p> <p><u>2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。</u></p> <p><u>3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。</u></p> <p><u>4 寝具を利用した場合の使用料は、1泊につき840円とする。</u></p> <p>2 (略)</p>	多目的ホール	1,300円	=	1,100円
多目的ホール	1,300円	=	1,100円		

議案第109号関係

登米市都市公園条例 新旧対照表

改正案			現 行				
第1条～第11条 (略) (使用料の減免) 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) (略) (2) <u>市内の学校</u> 、幼稚園、保育所等が、その目的達成のために利用する場合 全額 (3)・(4) (略) 第13条～第32条 (略) 別表第1・別表第2 (略) 別表第3 (第10条関係) 有料公園施設使用料			第1条～第11条 (略) (使用料の減免) 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) (略) (2) <u>学校</u> 、幼稚園、保育所等が、その目的達成のために利用する場合 全額 (3)・(4) (略) 第13条～第32条 (略) 別表第1・別表第2 (略) 別表第3 (第10条関係) 有料公園施設使用料				
有料公園施設	利用区分	使用料(1時間当たり)	有料公園施設	利用区分	使用料(1時間当たり)	冷暖房料(1時間当たり)	
						冷房	暖房
<u>登米市光ヶ丘球場</u>	<u>野球場</u>	800円	<u>登米市光ヶ丘球場</u>	<u>野球場</u>	1,000円	＝	＝
	<u>会議室</u>	300円		<u>会議室</u>	200円	＝	＝
<u>登米市梅ノ木グリーンパーク</u>	<u>テニスコート(1面)</u>	450円	<u>登米市梅ノ木グリーンパーク</u>	<u>テニスコート</u>	一面 300円	＝	＝
	<u>多目的広場</u>	900円		<u>多目的広場</u>	700円	＝	＝
	<u>集会室</u>	300円		<u>集会室</u>	200円	100円	100円
<u>登米市豊里多目的広場</u>	<u>野球場</u>	800円					

	<u>陸上競技場</u>	<u>900円</u>	<u>登米市豊里多</u>	<u>野球場</u>	<u>1,000円</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>
<u>登米市大東球場</u>	<u>野球場</u>	<u>600円</u>	<u>目的広場</u>	<u>陸上競技場</u>	<u>1,000円</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>
	<u>テニスコート(1面)</u>	<u>450円</u>	<u>登米市大東球場</u>	<u>野球場</u>	<u>400円</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>
<u>登米市中江中央公園野外ステージ</u>	<u>野外ステージ</u>	<u>300円</u>		<u>テニスコート</u>	<u>一面 300円</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>
			<u>登米市中江中央公園野外ステージ</u>	<u>野外ステージ</u>	<u>300円</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>
備考 (1)～(3) (略)			備考 (1)～(3) (略)				

議案第110号関係

登米市体育施設条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																																			
<p>第1条～第11条 (略) (使用料の減免)</p> <p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市内の学校、幼稚園、保育所等</u>が、その目的達成のため利用する場合 全額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第13条～第20条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p> <p>別表第3 (第11条関係)</p> <p>1 施設等使用料</p> <p>(1) <u>施設使用料 (プール以外)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>利用区分</th> <th>使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">登米市迫体育館</td> <td>アリーナ(全面)</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>アリーナ(半面)</td> <td>1,350円</td> </tr> <tr> <td>アリーナ(3分の1面)</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>卓球室</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>ステージ</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>登米市登米総合体</td> <td>アリーナ(全面)</td> <td>4,200円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	利用区分	使用料 (1時間当たり)	登米市迫体育館	アリーナ(全面)	2,700円	アリーナ(半面)	1,350円	アリーナ(3分の1面)	900円	卓球室	450円	ステージ	450円	登米市登米総合体	アリーナ(全面)	4,200円	<p>第1条～第11条 (略) (使用料の減免)</p> <p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>学校、幼稚園及び保育所等</u>が、その目的達成のため利用する場合 全額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第13条～第20条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p> <p>別表第3 (第11条関係)</p> <p>1 施設等使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">登米市迫体育館</td> <td colspan="2">1 施設使用料</td> </tr> <tr> <td>利用区分</td> <td>使用料 (1時間当たり)</td> </tr> <tr> <td>アリーナ全面</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>アリーナ1/2</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>アリーナ1/3</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>卓球室</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>ステージ</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	使用料		登米市迫体育館	1 施設使用料		利用区分	使用料 (1時間当たり)	アリーナ全面	1,800円	アリーナ1/2	900円	アリーナ1/3	600円	卓球室	300円	ステージ	300円
施設名称	利用区分	使用料 (1時間当たり)																																		
登米市迫体育館	アリーナ(全面)	2,700円																																		
	アリーナ(半面)	1,350円																																		
	アリーナ(3分の1面)	900円																																		
	卓球室	450円																																		
	ステージ	450円																																		
登米市登米総合体	アリーナ(全面)	4,200円																																		
施設名称	使用料																																			
登米市迫体育館	1 施設使用料																																			
	利用区分	使用料 (1時間当たり)																																		
	アリーナ全面	1,800円																																		
	アリーナ1/2	900円																																		
	アリーナ1/3	600円																																		
	卓球室	300円																																		
	ステージ	300円																																		

育館	アリーナ(半面)	2,100円
	アリーナ(3分の1面)	1,350円
	会議室	300円
	ステージ	600円
	トレーニングルーム	450円
登米市中田総合体育館	アリーナ(全面)	4,200円
	アリーナ(半面)	2,100円
	アリーナ(3分の1面)	1,350円
	会議室	200円
	ステージ	450円
	トレーニングルーム	900円
登米市中田体育センター	アリーナ	200円
	柔道場	200円
	会議室	200円
登米市吉田体育館	アリーナ	250円
登米市米山体育館	アリーナ	1,450円
	ミーティングルーム	200円
	小運動場	200円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
  - 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
  - 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。
  - 4 卓球室の卓球台使用の場合は使用料を免除する。
- 2 付帯設備等使用料

利用区分	使用料	
	小・中学生	一般
電光採点板	750円	1,500円
放送設備	500円	1,000円

備考

使用料は、午前(午前9時から正午まで)、午後(正午から午後5時まで)及び夜間(午後5時から午後10時まで)それぞれの金額とする。

3 舞台照明等使用料

利用区分	使用料(1時間当たり)
舞台照明	2,000円
フロア照明	600円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1

登米市石越体育センター	アリーナ	1,500円
登米市南方体育センター	アリーナ	200円
登米市津山若者総合体育館	アリーナ(全面)	1,450円
	アリーナ(半面)	700円
	アリーナ(3分の1面)	450円
	多目的室	200円
	ステージ	200円
登米市迫武道館	剣道場	200円
	柔道場	200円
	ミーティングルーム	200円
登米市登米武道館	武道場	200円
登米市南方武道伝承館	剣道場	1,050円
	柔道場	1,050円
	ミーティングルーム	200円
登米市新田総合運動場	野球場	600円
	ゲートボール場	200円
登米市登米総合運動公園	多目的グラウンド	900円
	テニスコート(1面)	450円

	<p>時間として計算する。</p> <p>2 フロアー照明については、全灯の場合のみ徴収する。(基本照明料については、使用料に含まれる。)</p>			
登米市登米総合体育館	1 施設使用料			
	利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料(1時間当たり)	
			冷房	暖房
	アリーナ全面	2,800円	5,000円	5,000円
	アリーナ1/2	1,400円		
	アリーナ1/3	900円		
	会議室	200円	100円	100円
	ステージ	400円		
	トレーニングルーム	300円	200円	200円
	備考			
	1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。			
	2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。			
	3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。			
	2 付帯設備等使用料			

	夜間照明（テニスコート）	400円
登米市東和総合運動公園	多目的グラウンド（全面）	900円
	多目的グラウンド（半面）	450円
	第2多目的グラウンド	900円
	野球場	800円
	テニスコート（1面）	450円
	テニスコート多目的室	300円
	夜間照明（テニスコート）	400円
	夜間照明（第2多目的グラウンド）	400円
登米市吉田運動場	野球場	600円
	管理棟	300円
	多目的施設和室	200円
	多目的施設研修室	200円
	多目的施設ホール	450円

利用区分	使用料	
	小・中学生	一般
電光採点板	750円	1,500円
放送設備	500円	1,000円

備考

使用料は、午前（午前9時から正午まで）、午後（正午から午後5時まで）及び夜間（午後5時から午後10時まで）それぞれの金額とする。

3 舞台照明等使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
舞台照明	2,000円
フロアー上部照明	2,000円
フロアー照明	1,000円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 フロアー照明については、全灯の場合のみ徴収する。（基本照明料については、使用料に含まれる。）

登米市中田総合体育館

1 施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）	冷暖房料（1時間当たり）	
		冷房	暖房



	<u>多目的施設調理室</u>	<u>200円</u>
	<u>夜間照明全灯(野球場)</u>	<u>3,000円</u>
	<u>夜間照明半灯(野球場)</u>	<u>1,500円</u>
<u>登米市中津山運動場</u>	<u>多目的グラウンド</u>	<u>900円</u>
<u>登米市石越総合運動公園</u>	<u>多目的グラウンド</u>	<u>900円</u>
	<u>野球場</u>	<u>800円</u>
	<u>テニスコート(1面)</u>	<u>450円</u>
	<u>ミーティングルーム</u>	<u>300円</u>
	<u>夜間照明(テニスコート)</u>	<u>400円</u>
<u>登米市南方総合運動場</u>	<u>アリーナ</u>	<u>1,950円</u>
	<u>多目的グラウンド</u>	<u>900円</u>
	<u>野球場</u>	<u>800円</u>
	<u>テニスコート(1面)</u>	<u>450円</u>
	<u>会議室</u>	<u>200円</u>
	<u>夜間照明(野球)</u>	<u>3,000円</u>

<u>アリーナ全面</u>	<u>2,800円</u>		<u>5,000円</u>
<u>アリーナ1/2</u>	<u>1,400円</u>		
<u>アリーナ1/3</u>	<u>900円</u>		
<u>会議室</u>	<u>200円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
<u>ステージ</u>	<u>300円</u>		
<u>トレーニングルーム</u>	<u>600円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

2 宿泊料

<u>利用区分</u>	<u>使用料(1人1泊につき)</u>	
	<u>高等学校以下の児童生徒等</u>	<u>一般</u>
<u>和室</u>	<u>510円</u>	<u>1,020円</u>
<u>洋室</u>	<u>510円</u>	<u>1,020円</u>
<u>指導員室</u>		<u>1,020円</u>

	場)	
登米市南方東郷運動広場	多目的グラウンド	900円
	テニスコート (1面)	450円
登米市津山運動広場	多目的グラウンド	900円
登米市豊里運動公園	野球場	800円
	多目的グラウンド	600円
	夜間照明(野球場)	3,000円
	夜間照明(多目的グラウンド)	3,000円
登米市南方中央運動広場	多目的グラウンド	600円
登米市民プール	会議室1	300円
	会議室2	300円
	フィットネス タジオ	300円
登米市中田球場	野球場	800円
	会議室	300円
	夜間照明	3,000円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計

備考

- 1 使用料に、浴室、シャワー、食堂、厨房の利用を含むものとする。
  - 2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
  - 3 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 付帯設備等使用料

利用区分	使用料	
	小・中学生	一般
電光採点板	750円	1,500円
放送設備	500円	1,000円

備考

使用料は、午前(午前9時から正午まで)、午後(正午から午後5時まで)及び夜間(午後5時から午後10時まで)それぞれの金額とする。

4 舞台照明等使用料

利用区分	使用料(1時間当たり)
舞台照明	2,000円
フロアー上部照明	2,000円
フロアー照明	1,000円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1

算する。

- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。
- 4 卓球室を利用する場合は、卓球台の使用料を免除する。
- 5 登米市民プールのプールを専用利用する場合は、会議室等の使用料を免除する。

(2) プール使用料

施設名称	利用区分		単位	使用料
登米市民 プール	一般 利用	一般（普通券）	1人1回	550円以内
		一般（回数券）	11枚綴り	5,500円以内
		一般（会員券）	二	16,820円以内
		高校生（普通券）	1人1回	400円以内
		高校生（回数券）	11枚綴り	4,000円以内
		小中学生（普通券）	1人1回	300円以内
		小中学生（回数券）	11枚綴り	3,000円以内
		特別利用	1人1回	3,000円以内
	専用利用	午前		8,790円以内
		午後		11,210円以内
夜間			16,820円以内	

備考

- 1 一般利用とは、特別利用及び専用利用以外で利用する場合をい

時間として計算する。

- 2 フロアー照明については、全灯の場合のみ徴収する。（基本照明料については、使用料に含まれる。）

登米市津  
山若者総  
合体育館

1 施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
アリーナ全面	1,800円
アリーナ1/2	900円
アリーナ1/3	600円
多目的室	200円
ステージ	400円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

2 付帯設備等使用料

利用区分	使用料	
	小・中学生	一般
放送設備	500円	1,000円

備考

使用料は、午前（午前9時から正午まで）、午後（正

う。

2 特別利用とは、市又は指定管理者が行う事業等に参加する場合をいう。

3 専用利用とは、水泳競技等を行うため施設を専用する場合をいう。

4 一般利用は、午前、午後及び夜間それぞれの区分の利用を1回とする。

5 幼児が一般利用をする場合は、無料とする。

6 会員券は、一般に限り発行し、6月間有効とする。

7 専用利用は、1コース2時間までの利用とし、10人以上の利用に限る。

8 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(3) 宿泊料

施設名称	利用区分	使用料（1人1泊当たり）
登米市中 田総合 体育館	和室（高校生以下の 児童生徒等）	510円
	和室（一般）	1,020円
	洋室（高校生以下の 児童生徒等）	510円
	洋室（一般）	1,020円
	指導員室（一般）	1,020円

備考

1 宿泊料は、浴室、シャワー、食堂及び厨房の利用を含むものとする。

午から午後5時まで）及び夜間（午後5時から午後10時まで）それぞれの金額とする。

3 舞台照明等使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
舞台照明	2,000円
フロアー照明	600円

備考

1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。

2 フロアー照明については、全灯の場合のみ徴収する。（基本照明料については、使用料に含まれる。）

登米市中  
田体育セ  
ンター

施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
アリーナ	900円
柔道場	300円
会議室	200円

備考

1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。

2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。

3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

登米市吉田体育館

施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
アリーナ	800円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

登米市米山体育館

施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
アリーナ	1,100円
ミーティングルーム	200円
小運動場	200円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

登米市石

施設使用料

越体育センター

利用区分	使用料（1時間当たり）
アリーナ	1,200円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

登米市南方体育センター

施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
アリーナ	900円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

登米市迫武道館

施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
剣道場	600円

柔道場	400円
ミーティングルーム	200円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

登米市登米武道館

施設使用料

利用区分	使用料(1時間当たり)	暖房料(1時間当たり)
武道場	700円	500円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

登米市南方武道伝承館

施設使用料

利用区分	使用料(1時間当たり)	暖房料(1時間当たり)

剣道場	1,000円	700円
柔道場	1,000円	700円
ミーティングルーム	200円	100円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

登米市新  
田総合運  
動場

施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
野球場	400円
ゲートボール場	200円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

登米市登  
米総合運

- 1 施設使用料



<u>動公園</u>	利用区分		使用料（1時間当たり）	
	<u>多目的グラウンド</u>		700円	
<u>テニスコート（1面）</u>		300円		
<u>備考</u>				
1 <u>利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。</u>				
2 <u>市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。</u>				
3 <u>営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。</u>				
2 <u>ナイター使用料</u>				
		利用区分		使用料（1時間当たり）
		<u>テニスコート</u>		500円
<u>備考</u>				
1 <u>利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。</u>				
<u>登米市東和総合運動公園</u>	1 <u>施設使用料</u>			
	利用区分	使用料（1時間当たり）	冷暖房料（1時間当たり）	
			冷房	暖房
	<u>多目的グラウンド全面</u>	700円		
	<u>多目的グラウン</u>	400円		

ド1/2			
第2多目的グラウンド	700円		
野球場	1,000円		
テニスコート(1面)	300円		
テニスコート多目的室	200円	100円	100円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

2 ナイター使用料

利用区分	使用料(1時間当たり)
テニスコート	600円
第2多目的グラウンド	500円

備考

利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。

登米市吉田運動場

1 施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
野球場	400円
管理棟	200円
多目的施設和室	200円
多目的施設研修室	200円
多目的施設ホール	300円
多目的施設調理室	200円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

2 ナイター使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
野球場（全灯）	7,200円
野球場（半灯）	3,600円

備考

利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。

登米市中  
津山運動  
場

施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
------	-------------

多目的グラウンド	700円
----------	------

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

登米市石  
越総合運  
動公園

1 施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
多目的グラウンド	600円
野球場	1,000円
テニスコート（1面）	300円
ミーティングルーム	200円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

2 ナイター使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
------	-------------

テニスコート	500円
--------	------

備考  
 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。

登米市南方総合運動場

1 施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
アリーナ	1,300円
多目的グラウンド	700円
野球場	1,000円
テニスコート（1面）	300円
会議室	200円

備考  
 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。  
 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。  
 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

2 ナイター使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
野球場（全灯）	6,300円
野球場（一部）	5,200円

備考

利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。

登米市南  
方東郷運  
動広場

施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
多目的グラウンド	700円
テニスコート（1面）	300円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

登米市津  
山運動広  
場

施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
多目的グラウンド	600円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

登米市豊  
里運動公  
園

1 施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
野球場	1,000円
多目的グラウンド	400円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

2 ナイター使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
野球場（全灯）	5,700円
野球場（一部）	5,400円
多目的グラウンド	4,800円

備考

利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。

登米市南  
方中央運  
動広場

施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
多目的グラウンド	400円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

登米市中  
田球場

1 施設使用料

<u>利用区分</u>	<u>使用料（1時間当たり）</u>
<u>野球場</u>	<u>1,000円</u>
<u>会議室</u>	<u>200円</u>

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

2 ナイター使用料

<u>利用区分</u>	<u>使用料（1時間当たり）</u>
<u>野球場（全灯）</u>	<u>6,800円</u>

備考

利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。



登米市民  
プール

1 施設使用料

利用区分		使用料		
		普通券	回数券	会員券
一般 利用	一般	1人1 回 550円以 内	11枚綴り 5,500円以 内	16,820 円以内
	高校生	1人1 回 400円以 内	11枚綴り 4,000円以 内	
	小・中学 生	1人1 回 300円以 内	11枚綴り 3,000円以 内	
特別 利用	一般 高校生 小・中学 生 幼児	1人1回 3,000円以内		
専用利用		午前 8,790円 以内	午後 11,210円 以内	夜間 16,820 円以内

備考

- 1 一般利用とは、利用者個々が通常利用する場合を

2 (略)

- いう。
- 2 1回の利用とは、午前、午後、夜間のそれぞれとする。
- 3 幼児が一般利用をする場合は、無料とする。
- 4 会員券は一般に限り、1人6か月間有効とする。
- 5 特別利用とは、市及び指定管理者が行う事業等に参加する場合をいう。
- 6 専用利用とは、水泳競技等を行うため施設を専用する場合をいう。  
(1コース2時間とし、10人以上の利用に限る。)
- 7 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 会議室等使用料

利用区分	使用料(1時間当たり)	冷暖房料(1時間当たり)	
		冷房	暖房
会議室1	200円	100円	100円
会議室2	200円	100円	100円
フィットネス タジオ	200円	100円	100円

備考

プール利用時に会議室等を利用する場合は、会議室等の使用料及び冷暖房料は免除とする。

2 (略)

議案第111号関係

登米市中田生涯学習センター条例 新旧対照表

改正案		現 行		
第1条～第4条 (略) (利用許可)		第1条～第4条 (略) (利用許可)		
第5条 (略)		第5条 (略)		
2 (略)		2 (略)		
3 教育委員会は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しないものとする。		3 教育委員会は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しないものとする。		
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)		
(3) その他教育委員会が <u>利用</u> させることが不適當と認めるとき。		(3) その他教育委員会が <u>使用</u> させることが不適當と認めるとき。		
第6条～第9条 (略) (使用料の減免)		第6条～第9条 (略) (使用料の減免)		
第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。		第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。		
(1) (略)		(1) (略)		
(2) <u>市内の学校、幼稚園、保育所等</u> が、その目的達成のために利用する場合 全額		(2) <u>学校、幼稚園及び保育所等</u> が、その目的達成のために利用する場合 全額		
(3)・(4) (略)		(3)・(4) (略)		
第11条～第14条 (略)		第11条～第14条 (略)		
別表 (第9条関係)		別表 (第9条関係)		
1 施設使用料		1 施設使用料		
利用区分	使用料 (1時間当たり)	利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)

教室 1	450円
教室 2	300円
教室 3	300円
教室 4 (和室)	300円
スタジオ 1	250円
スタジオ 2	200円
学習室	450円
展示室 1	300円
展示室 2	300円
展示室 3	300円
多目的ホール	1,350円

備考

1～3 (略)

2 (略)

教室 1	300円	100円
教室 2	200円	100円
教室 3	200円	100円
教室 4 (和室)	200円	100円
スタジオ 1	200円	100円
スタジオ 2	200円	100円
学習室	300円	100円
展示室 1	200円	100円
展示室 2	200円	100円
展示室 3	200円	100円
多目的ホール	900円	400円

備考

1～3 (略)

2 (略)

登米市高倉勝子美術館条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p><u>(利用許可)</u></p> <p>第9条 美術館の多目的室を<u>利用</u>しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、多目的室の管理上必要があると認めるときは、条件を<u>付する</u>ことができる。</p> <p>3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的室の<u>利用</u>を許可しないものとする。</p> <p>(1) <u>利用</u>の目的が美術館の設置の趣旨に適合しないと認められるとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が<u>利用</u>させることが不相当と認めるとき。</p> <p><u>(利用許可の取消し等)</u></p> <p>第10条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者（以下「<u>利用者</u>」という。）が、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則（以下「規則」という。）の定めに違反したときは、<u>その利用</u>の許可を取り消し、又は<u>その利用</u>を停止することができる。</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第11条 <u>利用者</u>は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p><u>(使用許可)</u></p> <p>第9条 美術館の多目的室を<u>使用</u>しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、多目的室の管理上必要があると認めるときは、条件を<u>付す</u>ことができる。</p> <p>3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的室の<u>使用</u>を許可しないものとする。</p> <p>(1) <u>使用</u>の目的が美術館の設置の趣旨に適合しないと認められるとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が<u>使用</u>させることが不相当と認めるとき。</p> <p><u>(使用許可の取消し等)</u></p> <p>第10条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）が、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則（以下「規則」という。）の定めに違反したときは、<u>その使用</u>の許可を取り消し、又は<u>その使用</u>を停止することができる。</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第11条 <u>使用者</u>は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。</p>

ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第12条～第21条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第11条関係)

施設の使用料

<u>利用区分</u>	<u>使用料 (1時間あたり)</u>
多目的室	300円

備考 (略)

ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第12条～第21条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第11条関係)

施設の使用料

<u>室名</u>	<u>使用料 (1時間あたり)</u>		
	<u>部屋</u>	<u>冷房</u>	<u>暖房</u>
多目的室	200円	100円	100円

備考 (略)

議案第113号関係

登米市長沼ボート場クラブハウス条例 新旧対照表

改 正 案			現 行					
第1条～第19条 (略) 別表 (第9条関係)			第1条～第19条 (略) 別表 (第9条関係)					
1 宿泊			1 宿泊					
利用区分	使用料 (1人1泊当たり)		利用区分	使用料 (1人1泊当 たり)	附帯設備の使用料 (1人1泊当たり)			
一般	3,000円				冷房	暖房	シャワ ニ	トレー ニング 機器
大学生、専門学校生、高校生	2,000円		一般	3,000円	200円	200円	200円	
中学生、小学生	1,500円		大学生、専門学 校生、高校生	2,000円			200円	
小学生未満	無料		中学生、小学生	1,500円				
			小学生未満	無料				
備考 1～5 (略)			備考 1～5 (略)					
2 宿泊以外			2 宿泊以外					
利用区分	単位	使用料	利用区分	単位	使用料	附帯設備の使用料		
集会室	1時間当たり	200円				冷房	暖房	
食堂		450円	集会室	1時間	100円	200円	200円	
厨房		200円	食堂	当たり	300円	200円	200円	

和室（1室）		200円
シャワー	1人1回当たり	200円
トレーニング機器		200円
備考 1～4（略）		

厨房		100円	100円	100円
和室（1室）		100円	100円	100円
シャワー	一人1	200円		
トレーニング機器	回当たり	200円		
備考 1～4（略）				



議案第114号関係

登米市市民活動支援センター条例 新旧対照表

改正案		現行			
第1条～第19条 (略) 別表 (第9条関係)		第1条～第19条 (略) 別表 (第9条関係)			
利用区分	使用料 (1時間あたり)	利用区分	使用料 (1時間あたり)	冷暖房料 (1時間あたり)	
				冷房	暖房
研修室1	300円	研修室1	200円	100円	100円
研修室2	200円	研修室2	200円	100円	100円
和室	200円	和室	200円	100円	100円
交流ホール	200円	交流ホール	200円	100円	100円
備考 1～3 (略)		備考 1～3 (略)			